

職員の男女の給与の差異の公表(令和4年度)

狛江市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.4 %
全職員	67.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5 %
本庁課長相当職	96.9 %
本庁課長補佐相当職	99.7 %
本庁係長相当職	101.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.9 %
31～35年	81.7 %
26～30年	82.8 %
21～25年	73.2 %
16～20年	85.4 %
11～15年	84.4 %
6～10年	86.6 %
1～5年	83.2 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、任期付き職員、再任用職員及び会計年度任用職員(社会保険加入者)を指している。
- ・職員数は、常勤職員が1年間フルタイムで勤務した場合を一人として人数換算を行っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。